

介護保険料のお知らせ

健康福祉課介護保険係 (13番窓口) ☎64-1120

7月中旬に令和2年度 介護保険料の決定通知書をお送りします。

- 普通徴収の方には納付書を決定通知書に同封しています。各納期までに金融機関等で納めてください。普通徴収の方は口座振替を利用することもできます。
- 特別徴収（年金から天引き）の方は、通知書にて保険料を確認してください。
※令和元年10月から消費税率が引き上げられたことに伴い、第1～3段階（住民税非課税世帯）の方の保険料軽減が拡大されています。

所得段階	対象者		保険料率	保険料月額	保険料年額	
	世帯の町民税課税状況	本人の収入や所得状況				
第1段階	世帯全員非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	基準額×0.3	1,920円	23,040円	
第2段階		80万円以下の方	基準額×0.5	3,200円	38,400円	
第3段階	世帯の誰かが課税されていて本人が非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円超120万円以下の方	基準額×0.7	4,480円	53,760円
第4段階			120万円超の方	基準額×0.9	5,760円	69,120円
第5段階			80万円以下の方	基準額	6,400円	76,800円
第6段階	本人が課税されている	本人の前年の合計所得金額が	80万円超の方	基準額×1.2	7,680円	92,160円
第7段階			120万円未満の方	基準額×1.3	8,320円	99,840円
第8段階			120万円以上200万円未満の方	基準額×1.5	9,600円	115,200円
第9段階			200万円以上300万円未満の方	基準額×1.7	10,880円	130,560円
			300万円以上の方			

※なお、40歳から64歳までの方については、加入されている医療保険で健康保険料（介護分）として納めていただいております。くわしくは加入している健康保険へお問合せください。

※特別な事情により各納期限まで納付することが難しいときは、窓口またはお電話にてご相談ください。経済状況等をお伺いした上で、分割納付や徴収猶予等の制度を個別にご案内します。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による 第一号被保険者（65歳以上の方）にかかる保険料の減免について

保険料の通知書に、減免についてのお知らせを同封しております。
詳しくは、介護保険係までお問い合わせください。

各種保険料(税)のお知らせ

令和2年度国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の普通徴収の納付が始まります。通知書及び納付書は7月中旬に発送しますのでご確認ください。

第1期の納付期限は7月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

※納め忘れの心配のない、便利な口座振替での納付がおすすめです。

預金通帳・通帳の届出印を持って、町内の金融機関窓口でお手続きをお願いいたします。

保険料(税)を納めないでいると、納めていない期間に応じた措置が原則としてとられます。特別な事情により保険料(税)を納めることができない場合は、納付のご相談をしていただくようお願いいたします。

お問合せ・納付のご相談

国民健康保険税	住民生活課税務係 (1・2番窓口)	☎64-1106
介護保険料	健康福祉課介護保険係 (13番窓口)	☎64-1120
後期高齢者医療保険料	健康福祉課健康推進係 (8番窓口)	☎64-1120

令和2年度からの 国民健康保険税額のお知らせ

問 住民生活課税務係 (1・2番窓口) ☎64-1106

- 医療課税分・介護課税分の課税限度額が引き上げとなります。

区分 (対象者)	医療課税分 (国保に加入する すべての方)		介護課税分 (国保に加入する40歳 以上65歳未満の方)		後期高齢者支援金分 (国保に加入する すべての方)	
	平成31年度	令和2年度	平成31年度	令和2年度	平成31年度	令和2年度
所得割額 所得に対して	9.1%		2.7%		2.8%	
均等割額 加入者1人あたり	27,500円		9,500円		8,000円	
平等割額 1世帯あたり	23,600円		6,600円		6,400円	
課税限度額	61万円	63万円	16万円	17万円	19万円	

- 均等割・平等割の軽減対象となる世帯の所得が拡大されます。

軽減割合	平成31年度	令和2年度
5割軽減	33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数) 以下	33万円 + (28.5万円 × 世帯の被保険者数) 以下
2割軽減	33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数) 以下	33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) 以下

※新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の納付が困難となられた方は減免になる場合があります。対象となる可能性がある世帯に対し、お知らせを同封します。
詳細につきましてはお問い合わせください。